

五城目町男女共同参画計画

～誰もがいきいきと暮らすことができる地域社会のために～

平成31年 3月
秋田県五城目町

五城目町男女共同参画計画

<目 次>

I. 計画策定の背景	1
II. 計画の期間と位置付け	1
III. 計画の考え方	1
IV. 計画の体系	2
V. 計画の重点項目、施策・事業	3
・基本施策①「男女の人権の尊重」	3
・基本施策②「社会制度・慣行の中立化」	5
・基本施策③「政策や方針の立案・決定過程への共同参画」	6
・基本施策④「仕事と家庭の両立」	7
・基本施策⑤「生涯を通じての健康な生活」	8
・基本施策⑥「妊娠・出産等への正しい理解の普及」	9
VI. 計画の推進	10

I. 計画策定の背景

本町では平成16年度に、◆¹男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき『五城目町男女共同参画計画』を、平成21年度に第二次計画、平成26年度に第三次計画を策定し、本町における男女共同参画の推進に総合的かつ計画的に取り組んできました。

こうした中で地域の実情に沿って、**家庭、地域、学校、職場**など、社会のあらゆる分野において、男女共同参画のさらなる浸透や推進、仕事と生活の調和を図り、誰もがいきいきと暮らすことができる地域社会のために『五城目町男女共同参画計画（第四次）』を策定します。

II. 計画の期間と位置付け

この計画の期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間とし、第四次推進期間中の関係施策の実施計画と位置付けます。

III. 計画の考え方

この計画は、本町における男女共同参画社会を持続させるための基本的な考え方と関係施策・事業を示し、総合的かつ計画的に推進するものです。

◆1：男女共同参画社会基本法第14条第3項

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

IV. 計画の体系

この計画は、平成16年度に策定した男女共同参画計画の方針を引き継ぎ、次の4つの〔基本理念〕と6つの〔基本施策〕を掲げます。

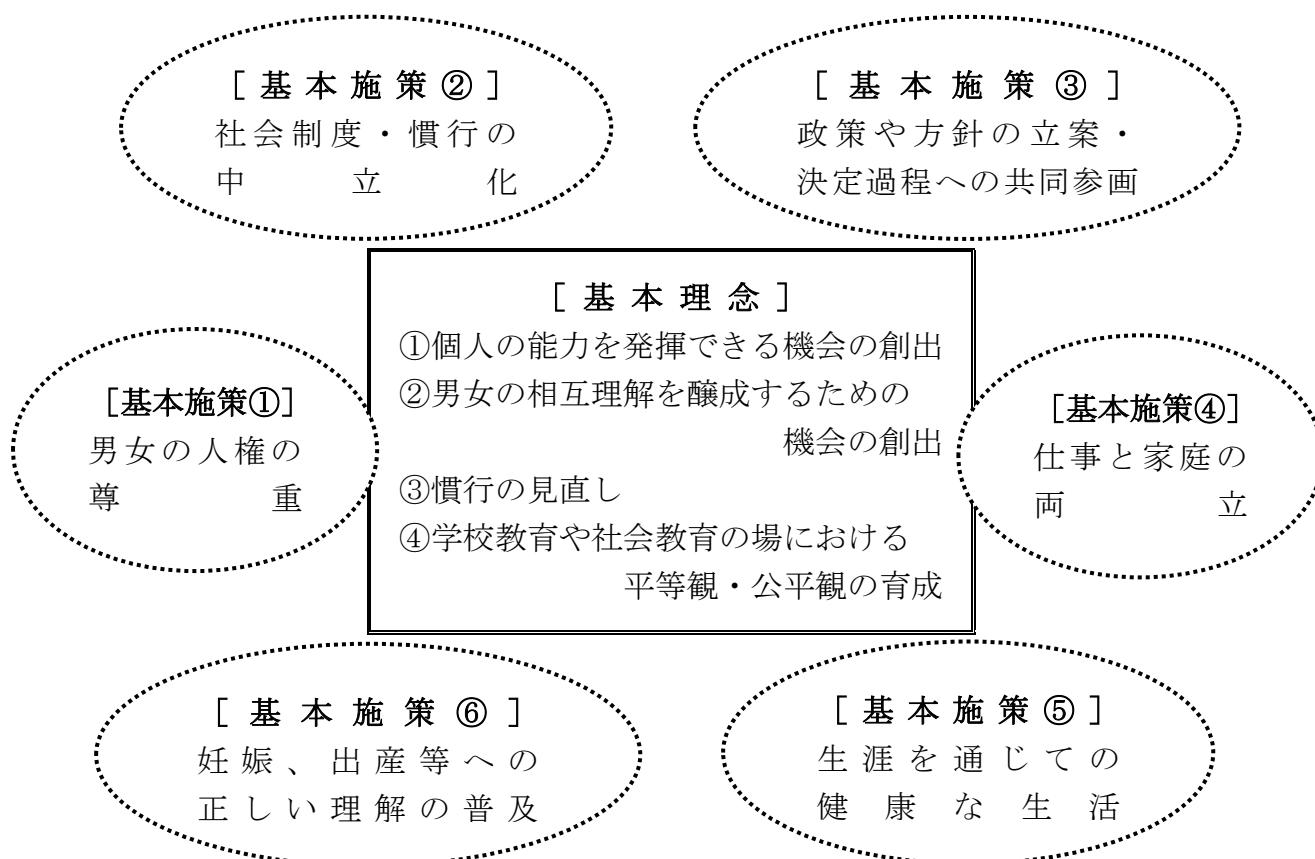
〔基本理念〕

- ① 個人の能力を発揮できる機会の創出
- ② 男女の相互理解を醸成するための機会の創出
- ③ 慣行の見直し
- ④ 学校教育や社会教育の場における平等観・公平観の育成

〔基本施策〕

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会制度・慣行の中立化
- ③ 政策や方針の立案・決定過程への共同参画
- ④ 仕事と家庭の両立
- ⑤ 生涯を通じての健康な生活
- ⑥ 妊娠、出産等への正しい理解の普及

≪五城目町男女共同参画計画の体系≫



V. 計画の重点項目、施策・事業

基本施策①	男女の人権の尊重
--------------	-----------------

重点項目) 男女共同参画教育の推進

子どもの頃から男女に関わりなく人権を尊重することの大切さを学ぶため男女共同参画教育に力を入れ、児童・生徒一人ひとりの個性や自主性を尊重した教育を進めます。

重点項目) ◆²ドメスティック・バイオレンス等防止の環境づくり

ドメスティック・バイオレンス（以下、DV）に対する無理解・無関心をなくし、地域全体が「DVは犯罪である」という認識を深め、DVを社会的に排除する環境づくりを進めます。また、相談情報等の提供に努め、DV被害者への早期支援を進めます。

重点項目) 人権意識の醸成及び啓発

男女共同参画が男女の人権に関する課題であることを広く理解してもらうため、周知・啓発に努め、男女共同参画を町全体で進めるための意識の醸成を図ります。

【施策1】 乳幼児からの発達段階に応じた人権を大切にする心の育成

[担当課：健康福祉課]

○「町と園との連絡会議」の実施

保育の質の向上を図るため、保育協議会の研修として人権に関する研修を実施する。

【施策2】 学校教育における人権教育の推進

[担当課：総務課]

○「人権の花運動」の実施

花の植栽や世話を通じて思いやりの心を養い、人権の大切さを体感する植栽事業を実施する。

◆²：ドメスティック・バイオレンス（DV）

主に家庭内で発生する配偶者からの暴力。

【施策3】 配偶者等からの暴力に関する相談窓口の充実

[担当課：健康福祉課]

- 「五城目町DV相談窓口」の開設
- 「秋田県DVホットライン」、「秋田県女性相談所」の情報提供

【施策4】 町広報及びホームページ等による啓発の推進

[担当課：まちづくり課・総務課]

- 「男女共同参画強化月間（6月）」周知の掲載
- 「女性に対する暴力をなくす運動（11月）」周知の掲載

【施策5】 関係団体等と連携した啓発の推進

[担当課：総務課]

- 町人権擁護委員による啓発物品の配布（5月・8月・11月）

【施策6】 図書室における男女共同参画に関する図書等の充実

[担当課：生涯学習課・学校教育課]

- 公民館や学校の図書スペースにおける男女共同参画関係図書の充実

基本施策②

社会制度・慣行の中立化

重点項目) 固定的な性別役割分担意識の解消

日常生活の中に潜む男女差別をなくし、男女が多様な生き方を選択できるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。

重点項目) 各種制度の見直し

本町の制度における男女の取扱いについて、性別による不合理な偏りが見られる場合には見直しを行います。

【施策 7】 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

[担当課：総務課]

- 「秋田県男女イキイキ職場宣言事業所」募集事業について町内企業への説明を実施する。

【施策 8】 安心して子育てができる環境の整備促進

[担当課：学校教育課・生涯学習課]

- 幼児児童生徒学校生活サポート事業
- 放課後児童健全育成事業（すずむしクラブ、わかすぎくらぶ）
- 放課後子ども教室推進事業（わらしべ塾）

【施策 9】 条例等の見直し

[担当課：総務課・関係各課室]

- 条例や制度等に性別による偏りが見られる場合には、速やかに適切な見直しを実施。

基本施策③**政策や方針の立案・決定過程への共同参画****重点項目) 行政の審議会等への共同参画の推進**

男女共同参画の視点に立った町政運営を一層推進するため、町民の審議会等への参画を推進し、委員の男女比に極端な偏りが見られる場合には、改善を目指した積極的な参画を促します。

重点項目) 地域活動における共同参画の促進

社会活動への共同参画促進のため、男女共同参画を踏まえた地域づくりを進めるとともに、これらの活動を担う人材の育成の養成に努めます。特に、性別によって参画の偏りが見られる分野において、リーダーとなる人材を養成するなど、積極的な参画を促進していきます。

【施策10】 政策、方針決定の場での男女比の改善

[担当課：関係各課室]

○審議会等における男女の均等な登用を目指した積極的な参画

【施策11】 防災・災害現場における女性の活躍の推進

[担当課：住民生活課]

○消防団員の募集に際した女性団員募集の周知

基本施策④

仕事と家庭の両立

重点項目) 男女共同参画の観点に立った職場風土の創成

誰もが働きやすい職場環境づくりを促進するため、男女が対等であるとの認識のもと、職員一人ひとりの能力を十分に発揮できる環境こそが業績の向上に繋がることの理解を深めるなど、事業所等への啓発に努めます。

重点項目) 子育てに関する相談窓口の充実

子育てについて「女性の仕事」という意識を解消し、家庭全体で担っていく気運を醸成していくとともに、社会的支援の環境を整えるなど、男女がともに仕事と家庭を両立していくための支援を進めます。

【施策 1 2】 職場における男女平等の普及

[担当課：商工振興課]

○企業や労働者に対する関係情報について町内企業への情報提供の実施

【施策 1 3】 セクハラやパワハラ等を含めた労働問題に関する相談窓口の充実

[担当課：総務課・健康福祉課]

○町人権擁護委員による「人権・困りごとなんでも相談室」の開設（月1回）

○町人権擁護委員による「特設人権相談所」の開設（年2回）

○弁護士による「無料相談」の実施（年2回）

【施策 1 4】 育児休業制度の活用促進

[担当課：総務課]

○育児休業制度に関する情報提供の実施

【施策 1 5】 子育てに関する支援の充実

[担当課：健康福祉課]

○地域子育て支援事業（就学前児童の保護者対象子育て相談）

○子育て支援事業（子育て家庭を地域全体で支える環境づくり（子育てサークル育成支援、サポーター養成、その他活動支援）

基本施策⑤**生涯を通じての健康な生活****重点項目) 高齢者や障がい者が安心して生活できる環境を整備**

高齢者や障がい者が、男女共同参画社会の一員として充実した生活を送ることができる環境を整えます。

【施策16】健康づくり意識の高揚と活動の推進

[担当課：健康福祉課]

- 健康教育・相談事業
- 歯科保健事業
- 健康診査・がん検診推進事業
- 食生活改善事業
- 高齢者活動支援事業（率浦大学）
- 地域スポーツ活動推進事業（高齢者体力づくり教室等）

基本施策⑥**妊娠・出産等への正しい理解の普及****重点項目) 保健事業の充実**

生涯を通じた健康を考えた場合に、大きな節目となり妊娠や出産等への正しい理解や男女の体の生理の違い等、男女がお互いを理解し合い、尊重し合うことで、健康で快適な生活設計を描いていけるよう、保健事業の充実に努めます。

【施策 17】 妊娠・出産等に関する保健事業の充実

[担当課：健康福祉課]

- 妊婦健康診査支援事業（妊婦初期から出産前の定期的な健診）
- 乳幼児健康診査事業（4か月児から5歳児までの健診等）
- 不妊治療費、不育症助成事業
- 予防接種事業
- 誕生祝金支給事業
- エンゼルタクシー運行事業
- 子育て支援クーポン券支給事業

Ⅵ. 計画の推進

≫≫≫計画の推進体制≫≫≫

この計画の推進は広範多岐にわたるため、庁内の関係課室等と連携し、施策の実効性の確保に留意しながら効率的に進めます。

また、国や県とも連携して、それぞれの男女共同参画施策・事業等との協調性・整合性を図りながら進めます。

≫≫≫行政機関以外とのパートナーシップ≫≫≫

男女共同参画社会を形成するためには、行政だけでなく町民一人ひとりが男女共同参画の重要性に気づき、男女の人権について主体的に行動する必要があります。身近な差別感や自身の人権意識について考えること、事業の積極的な利用または事業への積極的な参加や協力も、重要な町民の**役割**であると考えます。

また、企業やNPO等の民間団体とのパートナーシップによる積極的な取り組みを図ります。雇用者等においては、労働環境や業務内容における男女差や人権意識を見つめ直し、計画推進への積極的な協力をすることが重要な**役割**であると考えます。

各教育機関についても、人権教育の推進や教職員への意識啓発等を行うことが重要な**役割**であると考えます。

≫≫≫計画の進行管理≫≫≫

社会情勢や財政状況、町民の意識の変化等により、計画に変更の必要があると判断された場合は見直しを行い、その後の計画に反映させます。